

## 第2回海陽ジュニアカップ 帆走指示書

### The 2th Kaiyo Junior Cup

#### 1. 規則

1.1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。

#### 2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、大会本部前に設置された掲示板に掲示する。

#### 3. 陸上で発する信号

3.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚する。

3.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、『予告信号は D 旗の掲揚 30 分後に発する。[ 艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない ]』ことを意味する。

#### 4. レース日程

##### 4.1 レース日程

11 月 10 日 ( 土曜日 )	08:00 - 08:50	受付
	09:00	スキッパーズミーティング
	09:55	最初のクラスの第 1 レース予告信号予定時刻
	13:00	午後の最初のクラスの予告信号予定時刻
11 月 11 日 ( 日曜日 )	09:00	その日の最初のクラスの最初のレースの予告信号予定時刻
	15:00	閉会式

4.2 引き続きレースを実施する場合、間もなくレースが実施されることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する 4 分以前に音響 1 声とともにオレンジ旗を掲揚する。

4.3 本シリーズは、両クラスとも 8 レースを予定している。

1 日に実施するレース数は、レース委員会の裁量によるものとする。

4.4 11 月 11 日は、13 時 00 分を越えての予告信号は発せられない。

#### 5. クラス旗

国際 OP 級 A クラス ( 上級・中級者 ) 赤色で OP 級の記章を記した白色旗

国際 OP 級 B クラス ( 初級者 ) 海陽ヨットハーバー旗

#### 6. レース・エリア

6.1 添付図 A にレース・エリアの位置を示す。

#### 7. コース

7.1 添付図 B の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

7.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を示す。

7.3 コースは短縮しない。これは規則 32 を変更している。

#### 8. マーク

8.1 マーク 1. 2. 3 は各々数字の入ったオレンジ色の円筒形のブイとする。

8.2 スタート・マークとフィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にある黄色の円筒形のブイとする。

## 9. スタート

- 9.1 レースは、規則 26 を用いて、予告信号をスタート信号の前 5 分とし、スタートさせる。
- 9.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークの間とする。
- 9.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。これは規則 A4 を変更している。

## 10. フィニッシュ

- 10.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークとの間とする。

## 11. タイム・リミット

- 11.1 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。

## 12. 抗議と救済要求

- 12.1 抗議書は、大会本部で入手できる。抗議、救済要求は、適切な時間内に大会本部に提出されなければならない。
- 12.2 抗議締切り時間はその日の最終レース終了後、60 分とする。

## 13. 得点

- 13.1 シリーズが成立するためには、4 レースを完了することを必要とする。
- 13.2 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。  
5 レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

## 14. 安全規定と識別

- 14.1 出艇しようとする艇は、大会本部前に用意された出艇申告書に署名しなければならない。
- 14.2 国際 OP 級 B クラスの艇は、出艇申告時に受領できる識別リボンを、マストトップに取り付けなければならない。
- 14.3 帰着した艇は、都度帰着申告書に署名しなければならない。  
最終の帰着申告締切り時間は、最終レース終了後、60 分とする。
- 14.4 艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合、レース委員会は艇を強制的に救助することができる。この際に艇は救助を拒否してはならない。

## 15. ごみ処理

- 15.1 艇はゴミを水中に捨ててはならない。ゴミはレース委員会艇に渡してもよい。

## 16. 賞

- 16.1 各クラス 1 位から 3 位までの艇に賞を与える。

## 17. 責任の否認

- 17.1 このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4 [ レースをすること決定] 参照。  
主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 18. その他

- 18.1 レース公示、帆走指示書等で疑義が生じた場合、レース委員会の裁定によって処理する。